

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年2月16日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）
（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2022年 2月17日から2023年 2月16日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、10兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本	ファミリー ファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	北米		あり (適時ヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債・高格付 債))	その他	アフリカ		
		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券(債券 公債・高格付債))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、債券(公債 ^{*1} ・ 高格付債 ^{*2})に投資する。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載 があるものをいう。
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するも のをいう。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産 に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うもの をいう。恒常的に為替ヘッジを行うものではありません。

*1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載のあるものをいう。

*2 高格付債・・・三菱UFJ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに
信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

特色1

世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。

ポイント① 世界主要先進国

- 世界主要先進国は、OECD加盟国とします。
OECD(経済協力開発機構)は、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。
- 世界主要先進国のソブリン債券は、社債や新興国債券等に比べ相対的に価格変動リスクが抑えられ、流動性にも優れているため、安定した投資成果を目指した資産運用に適していると考えられます。
- OECD非加盟国のうち、三菱UFJ国際投信がOECD加盟国に相当する経済実態を有すると判断する国のソブリン債券に投資することがあります。

ポイント② ソブリン債券

各国の政府が発行する **国債** や政府機関が発行する **政府機関債** 等をいいます。
また、世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関が発行する **国際機関債** のほか、当ファンドにおいてはカナダ、オーストラリアなどの **州政府債** もソブリン債券に含まれます。

ポイント③ 高い信用力

格付けの例

	Moody's社	S&P社
高い	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
低い	-	D

A格以上の信用力の高い債券に投資します。

- 原則としてMoody's社、S&P社等の格付機関のうち、少なくともひとつの格付機関においてA格相当以上の格付けを付与されたものに投資します。
- 格付けとは、債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

現在の投資先と格付け状況（2021年11月30日現在）

● 国債

カナダ	Aaa	AAA
アメリカ	Aaa	AA+
ノルウェー	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
オーストリア	Aa1	AA+
フィンランド	Aa1	AA+
フランス	Aa2	AA
イギリス	Aa3	AA
ベルギー	Aa3	AA
アイルランド	A2	AA-
スペイン	Baa1	A
シンガポール	Aaa	AAA
日本	A1	A+
中国	A1	A+
オーストラリア	Aaa	AAA
ニュージーランド	Aaa	AAA

※上記は投資先のうち国債のみを記載しています。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

※格付け(自国通貨建長期債務格付け等)は、左にMoody's社、右にS&P社の格付けを記載しています。(出所)Bloomberg

※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。

特色2

安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

ポイント① 安定的な利子収入の確保

先進国のソブリン債券を中長期保有することにより、安定的な利子収入の確保を継続することで、債券価格や為替の変動による損益のプレをカバーする効果が期待されます。(利子収入の積み上げ効果)

■ ご参考

下記のグラフは、当ファンドの実績ではなく、ベンチマーク(FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む))のデータを基に作成したものです。先進国国債の利子収入の積み上げ効果をわかりやすく表示するための参考情報として掲載しています。

先進国国債(円ベース)の投資収益の要因分析 (期間:1997年12月末~2021年11月末)



※上記は、1997年末を100として指数化したFTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)を「トータル投資収益」とし、これを三菱UFJ国際投信の計算により月次で「利子収入要因」と「価格変動要因」に分け、それぞれを累積したものです。なお、「利子収入要因」は、各月の利子収入(経過利子を含む)を当該各月の為替レートで換算したものの累積値となります。
(出所)Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

ポイント② 金利・為替見通しに基づく運用戦略

● 金利変動リスクのコントロール

一般に、債券の価格は金利が上昇(低下)すると下落(上昇)します。

また、満期までの残存期間が長い(短い)債券や利率が低い(高い)債券ほど、金利の動きによる債券価格の変動が大きく(小さく)なります。

そこで当ファンドは、金利変動の予測に応じて組入債券の入替えを行い、債券価格の変動リスクをコントロールします。

金利が相対的に上昇↗(債券価格が下落↘)すると予測した場合

満期までの残存期間が**短い**債券への入替えを行い、債券価格の下落リスクを抑制

金利が相対的に低下↘(債券価格が上昇↗)すると予測した場合

満期までの残存期間が**長い**債券への入替えを行い、債券価格の値上がり益の獲得を目指す

● 為替変動リスクのコントロール

通貨が相対的に上昇↗すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き上げ

通貨が相対的に下落↘すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き下げ

※組入比率の調整によるほか、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

◆FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。

FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※ベンチマークを上回る投資成果をおげることを目指し運用を行いますが、これを保証するものではありません。

◆ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(本部所在地:米国カリフォルニア州)の日本拠点です。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本書において格付け等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付け等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め(これに限られません。)、明示黙示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、懲戒的、補償的、懲罰的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失(逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。)について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものでもありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依拠すべきものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



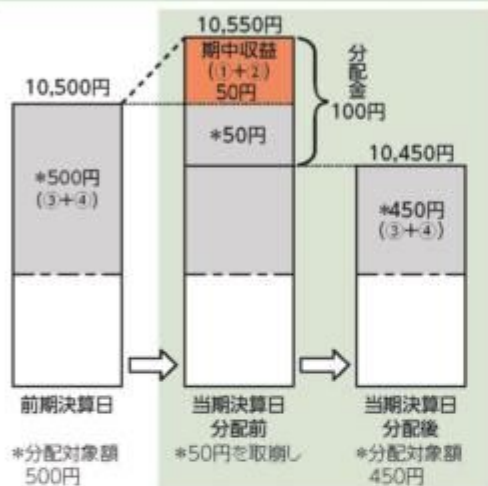
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

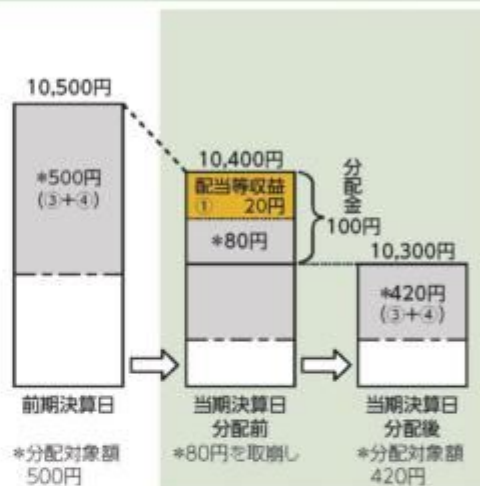
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



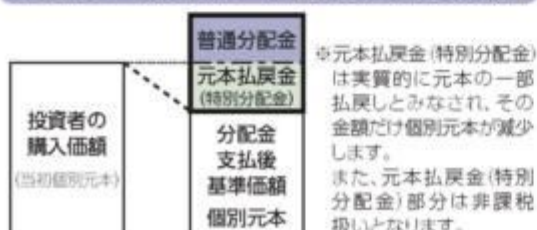
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

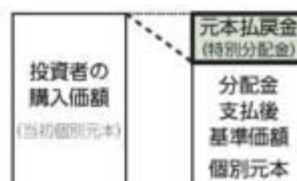
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資

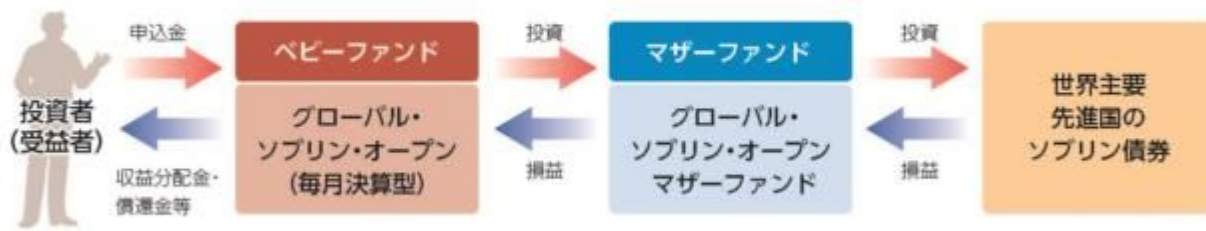
マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



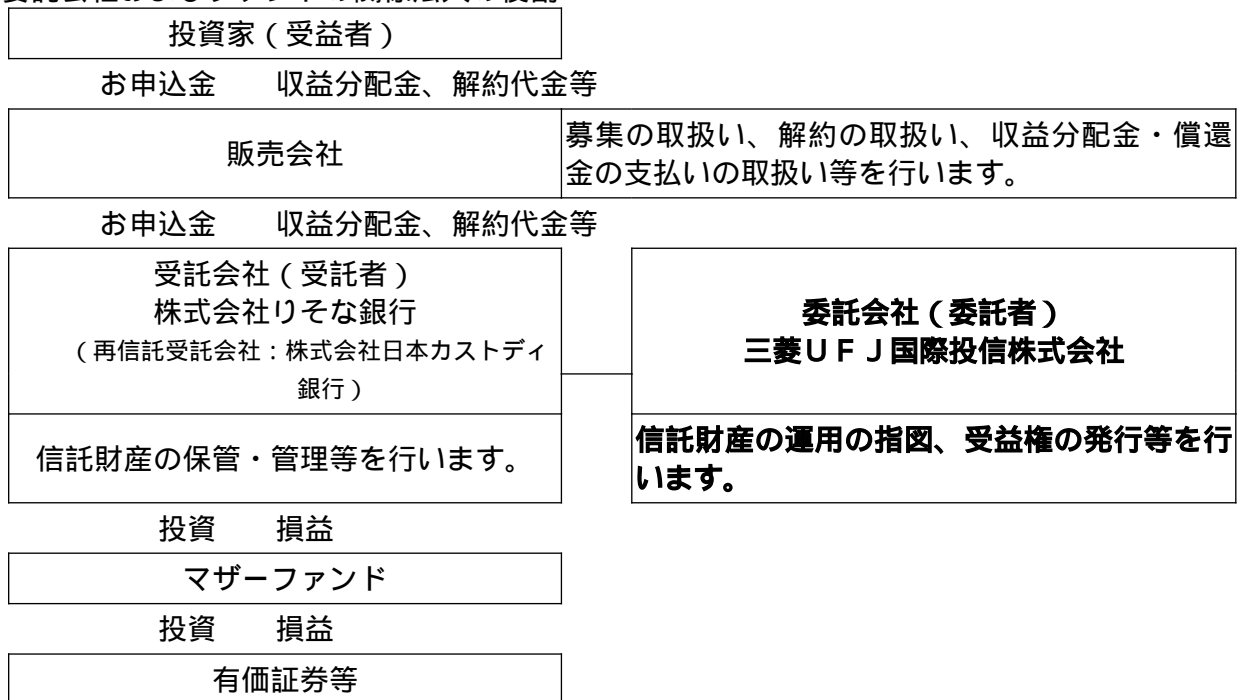
ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

（２）【ファンドの沿革】

- 1997年12月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
- 2002年3月1日 ファミリーファンド方式へ移行
- 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
- 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
--------------------------------------	---

委託会社の概況(2021年11月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に变更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に变更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に变更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

投資態度

主として、グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)に投資を行います。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2)【投資対象】

主として、マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)に投資を行います。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5)投資制限 <信託約款に定められた投資制限>の および に定めるものに限り、)に係る権利
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- a. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
 - f. コマーシャル・ペーパー
 - g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から f. の証券または証書の性質を有するもの
 - h. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - j. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - k. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - l. 外国の者に対する権利でk. の有価証券の性質を有するもの
- a. の証券または証書およびg. の証券または証書のうち、a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券およびg. の証券または証書のうちb. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でe. の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa. から f. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a. 先物取引等
- b. スワップ取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

運用の基本的考え方

世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

国別資産配分については、投資対象国毎に債券投資収益率予測（金利予測）と為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。

円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カンントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）を主要投資対象とします。

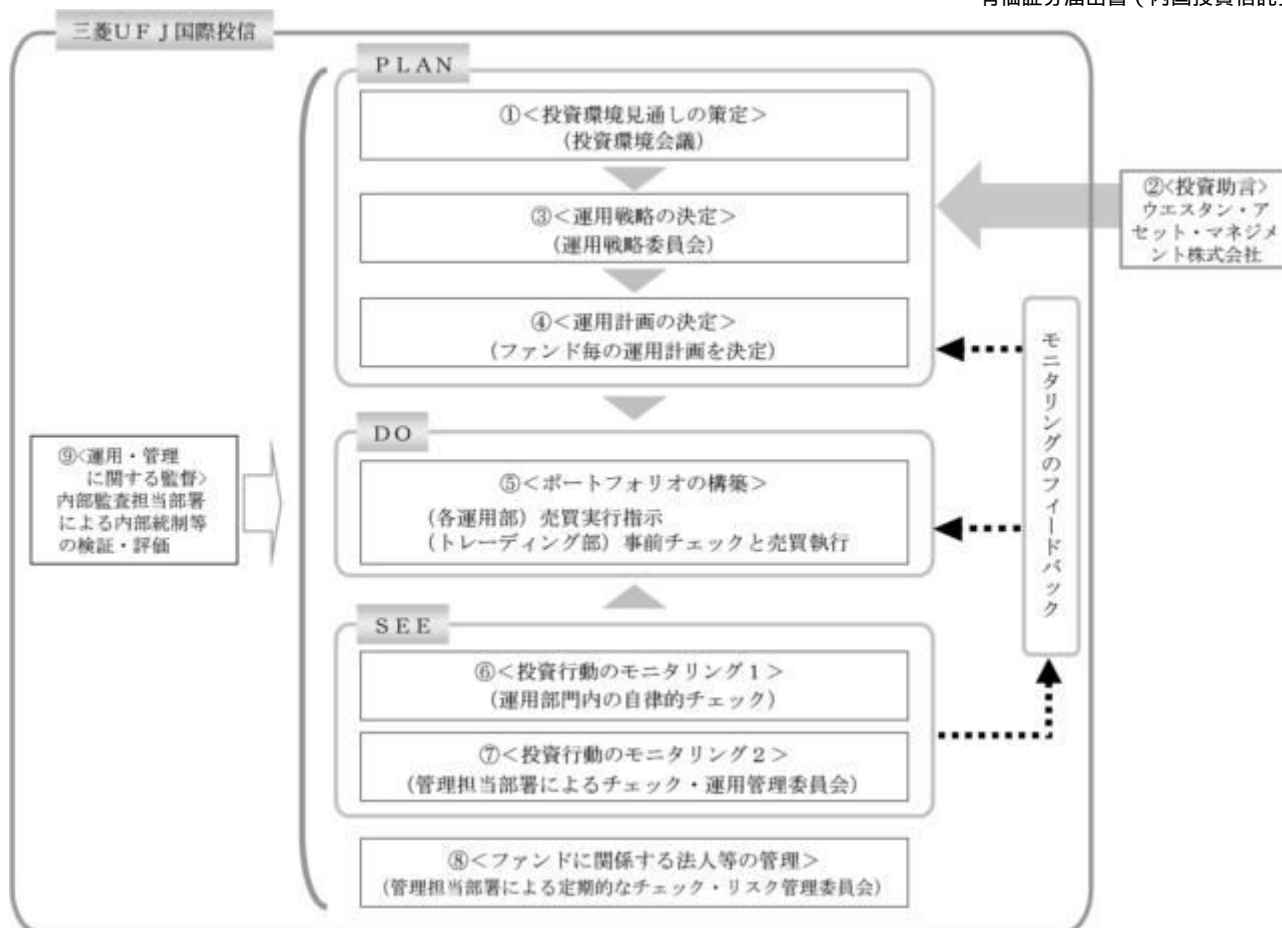
なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (2) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (5) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (6) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月17日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

a．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（以下同じ。）

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融

商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の

入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建や米ドル建等の外貨建の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは

売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

ベンチマークについての留意点

「FTSE世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることが保証するものではありません。

その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- d．当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- e．投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したのとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範囲に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.375%（税抜1.250%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.850%～0.250%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.350%～0.950%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.050%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

委託会社および販売会社の配分は、ファンドと同じマザーファンドを主要投資対象とする「グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）」、「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」および「グローバル・ソブリン・オープン（資産成長型）」との合算による販売会社毎の純資産残高^{*}に応じ、次の通りとなります。また、合算の対象となるファンドは、今後、追加される場合があります。

* 既存の販売会社が分割等によって新たに複数の販売会社となった場合（同一日において、分割・合併を行った結果、複数の販売会社となった場合を含みます。）、それらの純資産残高を日々合算のうえ算定した信託報酬の額を複数の販売会社の各純資産残高に応じて

日々按分することがあります。

各販売会社の 純資産残高に応じて	信託報酬率		
	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分 に対して	0.850%	0.350%	0.050%
100億円超300億円以下 の部分に対して	0.750%	0.450%	
300億円超500億円以下 の部分に対して	0.650%	0.550%	
500億円超750億円以下 の部分に対して	0.600%	0.600%	
750億円超1,000億円以 下の部分に対して	0.550%	0.650%	
1,000億円超1,500億円 以下の部分に対して	0.500%	0.700%	
1,500億円超2,000億円 以下の部分に対して	0.450%	0.750%	
2,000億円超3,000億円 以下の部分に対して	0.400%	0.800%	
3,000億円超4,000億円 以下の部分に対して	0.350%	0.850%	
4,000億円超6,000億円 以下の部分に対して	0.300%	0.900%	
6,000億円超8,000億円 以下の部分に対して	0.275%	0.925%	
8,000億円超の部分に 対して	0.250%	0.950%	

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回って

いる場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	330,155,277,919	99.70
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		994,632,197	0.30
純資産総額		331,149,910,116	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	146,235,229,623	2.2735	332,465,794,548	2.2577	330,155,277,919	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.70
合計	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第168計算期間末日 (平成23年12月19日)	1,874,273,371,610	1,887,916,580,652	4,808	4,843
第169計算期間末日 (平成24年 1月17日)	1,806,177,174,884	1,819,486,127,386	4,750	4,785
第170計算期間末日 (平成24年 2月17日)	1,779,727,814,336	1,792,459,443,386	4,893	4,928
第171計算期間末日 (平成24年 3月19日)	1,782,895,420,415	1,795,293,622,400	5,033	5,068
第172計算期間末日 (平成24年 4月17日)	1,709,821,983,228	1,722,016,375,814	4,907	4,942
第173計算期間末日 (平成24年 5月17日)	1,659,376,587,782	1,671,398,467,518	4,831	4,866
第174計算期間末日 (平成24年 6月18日)	1,614,375,530,573	1,626,154,169,817	4,797	4,832
第175計算期間末日 (平成24年 7月17日)	1,577,505,631,983	1,589,074,698,883	4,772	4,807
第176計算期間末日 (平成24年 8月17日)	1,538,641,400,608	1,549,986,241,454	4,747	4,782
第177計算期間末日 (平成24年 9月18日)	1,504,092,661,439	1,515,218,597,073	4,732	4,767
第178計算期間末日 (平成24年10月17日)	1,478,294,746,802	1,489,221,508,660	4,735	4,770
第179計算期間末日 (平成24年11月19日)	1,479,162,443,419	1,489,859,378,665	4,840	4,875
第180計算期間末日 (平成24年12月17日)	1,502,357,757,362	1,512,848,777,103	5,012	5,047
第181計算期間末日 (平成25年 1月17日)	1,550,417,751,731	1,560,772,460,868	5,241	5,276
第182計算期間末日 (平成25年 2月18日)	1,573,677,880,695	1,583,847,482,975	5,416	5,451
第183計算期間末日 (平成25年 3月18日)	1,544,494,656,815	1,554,490,763,049	5,408	5,443
第184計算期間末日 (平成25年 4月17日)	1,590,770,339,274	1,600,571,863,449	5,680	5,715
第185計算期間末日 (平成25年 5月17日)	1,589,436,471,356	1,599,066,834,583	5,777	5,812
第186計算期間末日 (平成25年 6月17日)	1,421,788,807,839	1,431,243,919,542	5,263	5,298
第187計算期間末日 (平成25年 7月17日)	1,422,166,270,689	1,431,527,988,647	5,317	5,352
第188計算期間末日 (平成25年 8月19日)	1,363,937,883,757	1,373,196,551,004	5,156	5,191
第189計算期間末日 (平成25年 9月17日)	1,359,595,697,298	1,368,768,147,247	5,188	5,223
第190計算期間末日 (平成25年10月17日)	1,352,632,118,691	1,361,714,101,136	5,213	5,248
第191計算期間末日 (平成25年11月18日)	1,349,374,945,396	1,358,348,361,573	5,263	5,298
第192計算期間末日 (平成25年12月17日)	1,342,700,017,123	1,351,449,753,796	5,371	5,406

第193計算期間末日	(平成26年 1月17日)	1,322,876,925,328	1,327,785,881,383	5,390	5,410
第194計算期間末日	(平成26年 2月17日)	1,235,690,992,050	1,240,359,255,884	5,294	5,314
第195計算期間末日	(平成26年 3月17日)	1,199,605,636,706	1,204,116,556,042	5,319	5,339
第196計算期間末日	(平成26年 4月17日)	1,173,034,624,760	1,177,415,492,971	5,355	5,375
第197計算期間末日	(平成26年 5月19日)	1,144,811,552,700	1,149,097,027,234	5,343	5,363
第198計算期間末日	(平成26年 6月17日)	1,113,825,571,187	1,118,007,685,550	5,327	5,347
第199計算期間末日	(平成26年 7月17日)	1,090,620,199,913	1,094,700,289,653	5,346	5,366
第200計算期間末日	(平成26年 8月18日)	1,076,758,423,930	1,080,754,854,027	5,389	5,409
第201計算期間末日	(平成26年 9月17日)	1,064,354,410,897	1,068,250,789,479	5,463	5,483
第202計算期間末日	(平成26年10月17日)	1,040,880,867,460	1,044,702,154,883	5,448	5,468
第203計算期間末日	(平成26年11月17日)	1,089,199,264,096	1,092,926,043,022	5,845	5,865
第204計算期間末日	(平成26年12月17日)	1,070,020,246,014	1,073,655,088,815	5,888	5,908
第205計算期間末日	(平成27年 1月19日)	1,052,347,412,824	1,055,934,489,588	5,867	5,887
第206計算期間末日	(平成27年 2月17日)	1,029,266,770,818	1,032,802,792,267	5,822	5,842
第207計算期間末日	(平成27年 3月17日)	1,015,761,295,378	1,019,237,664,523	5,844	5,864
第208計算期間末日	(平成27年 4月17日)	999,797,905,521	1,003,219,173,043	5,845	5,865
第209計算期間末日	(平成27年 5月18日)	978,905,004,822	982,277,462,321	5,805	5,825
第210計算期間末日	(平成27年 6月17日)	958,982,350,896	962,288,972,758	5,800	5,820
第211計算期間末日	(平成27年 7月17日)	935,908,276,970	939,161,034,943	5,755	5,775
第212計算期間末日	(平成27年 8月17日)	932,826,885,185	936,035,564,772	5,814	5,834
第213計算期間末日	(平成27年 9月17日)	888,059,348,404	891,229,339,715	5,603	5,623
第214計算期間末日	(平成27年10月19日)	884,395,431,993	887,538,458,325	5,628	5,648
第215計算期間末日	(平成27年11月17日)	871,547,018,309	874,653,859,806	5,611	5,631
第216計算期間末日	(平成27年12月17日)	854,468,716,821	857,537,586,270	5,569	5,589
第217計算期間末日	(平成28年 1月18日)	810,816,331,767	813,855,390,160	5,336	5,356
第218計算期間末日	(平成28年 2月17日)	801,084,107,789	804,092,304,932	5,326	5,346
第219計算期間末日	(平成28年 3月17日)	791,522,110,673	794,504,298,116	5,308	5,328
第220計算期間末日	(平成28年 4月18日)	762,568,970,518	765,523,142,394	5,163	5,183
第221計算期間末日	(平成28年 5月17日)	759,276,723,051	762,211,605,923	5,174	5,194
第222計算期間末日	(平成28年 6月17日)	730,546,467,300	733,453,622,791	5,026	5,046
第223計算期間末日	(平成28年 7月19日)	730,023,202,461	732,904,019,207	5,068	5,088
第224計算期間末日	(平成28年 8月17日)	698,100,269,730	699,528,307,494	4,889	4,899
第225計算期間末日	(平成28年 9月20日)	668,359,011,982	669,740,229,008	4,839	4,849
第226計算期間末日	(平成28年10月17日)	661,749,925,299	663,110,585,835	4,863	4,873
第227計算期間末日	(平成28年11月17日)	649,690,128,815	651,021,572,796	4,880	4,890
第228計算期間末日	(平成28年12月19日)	666,871,192,906	668,169,413,634	5,137	5,147
第229計算期間末日	(平成29年 1月17日)	642,424,281,491	643,701,281,338	5,031	5,041
第230計算期間末日	(平成29年 2月17日)	624,743,413,075	625,993,054,091	4,999	5,009
第231計算期間末日	(平成29年 3月17日)	611,978,758,910	613,205,324,684	4,989	4,999
第232計算期間末日	(平成29年 4月17日)	585,732,404,704	586,943,553,044	4,836	4,846
第233計算期間末日	(平成29年 5月17日)	602,696,428,438	603,890,714,278	5,047	5,057
第234計算期間末日	(平成29年 6月19日)	592,948,748,949	594,122,494,260	5,052	5,062

第235計算期間末日	(平成29年 7月18日)	589,997,781,113	591,153,054,310	5,107	5,117
第236計算期間末日	(平成29年 8月17日)	575,559,345,619	576,694,270,340	5,071	5,081
第237計算期間末日	(平成29年 9月19日)	577,772,064,945	578,890,483,011	5,166	5,176
第238計算期間末日	(平成29年10月17日)	566,420,148,282	567,520,910,999	5,146	5,156
第239計算期間末日	(平成29年11月17日)	557,404,897,593	558,486,441,160	5,154	5,164
第240計算期間末日	(平成29年12月18日)	550,071,260,361	551,137,765,544	5,158	5,168
第241計算期間末日	(平成30年 1月17日)	538,299,670,779	539,353,657,883	5,107	5,117
第242計算期間末日	(平成30年 2月19日)	508,618,445,164	509,659,581,302	4,885	4,895
第243計算期間末日	(平成30年 3月19日)	500,717,838,287	501,749,502,695	4,853	4,863
第244計算期間末日	(平成30年 4月17日)	504,992,493,099	506,015,107,577	4,938	4,948
第245計算期間末日	(平成30年 5月17日)	494,651,701,121	495,664,604,548	4,884	4,894
第246計算期間末日	(平成30年 6月18日)	488,292,752,618	489,293,929,271	4,877	4,887
第247計算期間末日	(平成30年 7月17日)	493,677,605,925	494,668,447,920	4,982	4,992
第248計算期間末日	(平成30年 8月17日)	472,825,981,984	473,804,353,979	4,833	4,843
第249計算期間末日	(平成30年 9月18日)	472,736,733,733	473,704,895,964	4,883	4,893
第250計算期間末日	(平成30年10月17日)	463,488,839,301	464,444,531,841	4,850	4,860
第251計算期間末日	(平成30年11月19日)	456,842,493,778	457,787,281,329	4,835	4,845
第252計算期間末日	(平成30年12月17日)	455,808,780,092	456,742,763,008	4,880	4,890
第253計算期間末日	(平成31年 1月17日)	440,697,877,270	441,624,968,458	4,754	4,764
第254計算期間末日	(平成31年 2月18日)	442,638,795,386	443,556,472,797	4,823	4,833
第255計算期間末日	(平成31年 3月18日)	443,490,044,150	444,397,713,884	4,886	4,896
第256計算期間末日	(平成31年 4月17日)	439,664,217,790	440,559,994,606	4,908	4,918
第257計算期間末日	(令和 1年 5月17日)	430,019,767,679	430,909,208,779	4,835	4,845
第258計算期間末日	(令和 1年 6月17日)	430,756,636,810	431,639,983,828	4,876	4,886
第259計算期間末日	(令和 1年 7月17日)	426,120,800,585	426,996,507,007	4,866	4,876
第260計算期間末日	(令和 1年 8月19日)	426,703,308,701	427,571,684,123	4,914	4,924
第261計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	420,400,204,100	421,261,034,699	4,884	4,894
第262計算期間末日	(令和 1年10月17日)	420,150,205,923	421,003,436,321	4,924	4,934
第263計算期間末日	(令和 1年11月18日)	412,513,033,123	413,358,051,049	4,882	4,892
第264計算期間末日	(令和 1年12月17日)	411,573,935,767	412,410,314,637	4,921	4,931
第265計算期間末日	(令和 2年 1月17日)	409,831,748,261	410,660,049,914	4,948	4,958
第266計算期間末日	(令和 2年 2月17日)	404,987,078,263	405,807,582,582	4,936	4,946
第267計算期間末日	(令和 2年 3月17日)	390,896,221,010	391,706,753,369	4,823	4,833
第268計算期間末日	(令和 2年 4月17日)	391,142,347,950	391,945,220,139	4,872	4,882
第269計算期間末日	(令和 2年 5月18日)	386,308,678,888	387,109,272,273	4,825	4,835
第270計算期間末日	(令和 2年 6月17日)	391,445,427,025	392,240,523,697	4,923	4,933
第271計算期間末日	(令和 2年 7月17日)	393,559,636,964	394,350,293,007	4,978	4,988
第272計算期間末日	(令和 2年 8月17日)	392,002,526,080	392,784,280,767	5,014	5,024
第273計算期間末日	(令和 2年 9月17日)	383,954,025,215	384,729,418,959	4,952	4,962
第274計算期間末日	(令和 2年10月19日)	381,453,832,930	382,224,165,180	4,952	4,962
第275計算期間末日	(令和 2年11月17日)	376,411,593,744	377,176,683,708	4,920	4,930
第276計算期間末日	(令和 2年12月17日)	376,020,593,777	376,400,146,588	4,953	4,958

第277計算期間末日（令和 3年 1月18日）	368,783,918,507	369,158,727,283	4,920	4,925
第278計算期間末日（令和 3年 2月17日）	362,218,023,126	362,584,210,180	4,946	4,951
第279計算期間末日（令和 3年 3月17日）	360,023,907,319	360,386,323,066	4,967	4,972
第280計算期間末日（令和 3年 4月19日）	355,091,590,846	355,449,860,234	4,956	4,961
第281計算期間末日（令和 3年 5月17日）	353,913,825,419	354,269,226,466	4,979	4,984
第282計算期間末日（令和 3年 6月17日）	352,938,753,311	353,289,442,808	5,032	5,037
第283計算期間末日（令和 3年 7月19日）	347,233,103,585	347,580,232,701	5,001	5,006
第284計算期間末日（令和 3年 8月17日）	343,823,452,567	344,167,647,129	4,995	5,000
第285計算期間末日（令和 3年 9月17日）	339,149,894,997	339,490,598,001	4,977	4,982
第286計算期間末日（令和 3年10月18日）	342,445,290,112	342,783,236,946	5,067	5,072
第287計算期間末日（令和 3年11月17日）	335,193,396,570	335,527,268,796	5,020	5,025
令和 2年11月末日	376,808,445,782		4,938	
12月末日	374,536,305,724		4,968	
令和 3年 1月末日	369,104,518,331		4,952	
2月末日	356,212,642,729		4,881	
3月末日	359,145,108,690		4,977	
4月末日	355,025,326,861		4,975	
5月末日	355,590,232,994		5,026	
6月末日	349,693,461,431		5,006	
7月末日	347,892,467,570		5,029	
8月末日	343,925,231,582		5,014	
9月末日	337,506,085,214		4,969	
10月末日	339,692,418,833		5,057	
11月末日	331,149,910,116		4,983	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第168計算期間	35円
第169計算期間	35円
第170計算期間	35円
第171計算期間	35円
第172計算期間	35円
第173計算期間	35円
第174計算期間	35円
第175計算期間	35円
第176計算期間	35円
第177計算期間	35円
第178計算期間	35円
第179計算期間	35円
第180計算期間	35円

第181計算期間	35円
第182計算期間	35円
第183計算期間	35円
第184計算期間	35円
第185計算期間	35円
第186計算期間	35円
第187計算期間	35円
第188計算期間	35円
第189計算期間	35円
第190計算期間	35円
第191計算期間	35円
第192計算期間	35円
第193計算期間	20円
第194計算期間	20円
第195計算期間	20円
第196計算期間	20円
第197計算期間	20円
第198計算期間	20円
第199計算期間	20円
第200計算期間	20円
第201計算期間	20円
第202計算期間	20円
第203計算期間	20円
第204計算期間	20円
第205計算期間	20円
第206計算期間	20円
第207計算期間	20円
第208計算期間	20円
第209計算期間	20円
第210計算期間	20円
第211計算期間	20円
第212計算期間	20円
第213計算期間	20円
第214計算期間	20円
第215計算期間	20円
第216計算期間	20円
第217計算期間	20円
第218計算期間	20円
第219計算期間	20円
第220計算期間	20円
第221計算期間	20円
第222計算期間	20円

第223計算期間	20円
第224計算期間	10円
第225計算期間	10円
第226計算期間	10円
第227計算期間	10円
第228計算期間	10円
第229計算期間	10円
第230計算期間	10円
第231計算期間	10円
第232計算期間	10円
第233計算期間	10円
第234計算期間	10円
第235計算期間	10円
第236計算期間	10円
第237計算期間	10円
第238計算期間	10円
第239計算期間	10円
第240計算期間	10円
第241計算期間	10円
第242計算期間	10円
第243計算期間	10円
第244計算期間	10円
第245計算期間	10円
第246計算期間	10円
第247計算期間	10円
第248計算期間	10円
第249計算期間	10円
第250計算期間	10円
第251計算期間	10円
第252計算期間	10円
第253計算期間	10円
第254計算期間	10円
第255計算期間	10円
第256計算期間	10円
第257計算期間	10円
第258計算期間	10円
第259計算期間	10円
第260計算期間	10円
第261計算期間	10円
第262計算期間	10円
第263計算期間	10円
第264計算期間	10円

第265計算期間	10円
第266計算期間	10円
第267計算期間	10円
第268計算期間	10円
第269計算期間	10円
第270計算期間	10円
第271計算期間	10円
第272計算期間	10円
第273計算期間	10円
第274計算期間	10円
第275計算期間	10円
第276計算期間	5円
第277計算期間	5円
第278計算期間	5円
第279計算期間	5円
第280計算期間	5円
第281計算期間	5円
第282計算期間	5円
第283計算期間	5円
第284計算期間	5円
第285計算期間	5円
第286計算期間	5円
第287計算期間	5円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第168計算期間	0.16
第169計算期間	0.47
第170計算期間	3.74
第171計算期間	3.57
第172計算期間	1.80
第173計算期間	0.83
第174計算期間	0.02
第175計算期間	0.20
第176計算期間	0.20
第177計算期間	0.42
第178計算期間	0.80
第179計算期間	2.95
第180計算期間	4.27
第181計算期間	5.26

第182計算期間	4.00
第183計算期間	0.49
第184計算期間	5.67
第185計算期間	2.32
第186計算期間	8.29
第187計算期間	1.69
第188計算期間	2.36
第189計算期間	1.29
第190計算期間	1.15
第191計算期間	1.63
第192計算期間	2.71
第193計算期間	0.72
第194計算期間	1.41
第195計算期間	0.85
第196計算期間	1.05
第197計算期間	0.14
第198計算期間	0.07
第199計算期間	0.73
第200計算期間	1.17
第201計算期間	1.74
第202計算期間	0.09
第203計算期間	7.65
第204計算期間	1.07
第205計算期間	0.01
第206計算期間	0.42
第207計算期間	0.72
第208計算期間	0.35
第209計算期間	0.34
第210計算期間	0.25
第211計算期間	0.43
第212計算期間	1.37
第213計算期間	3.28
第214計算期間	0.80
第215計算期間	0.05
第216計算期間	0.39
第217計算期間	3.82
第218計算期間	0.18
第219計算期間	0.03
第220計算期間	2.35
第221計算期間	0.60
第222計算期間	2.47
第223計算期間	1.23

第224計算期間	3.33
第225計算期間	0.81
第226計算期間	0.70
第227計算期間	0.55
第228計算期間	5.47
第229計算期間	1.86
第230計算期間	0.43
第231計算期間	0.00
第232計算期間	2.86
第233計算期間	4.56
第234計算期間	0.29
第235計算期間	1.28
第236計算期間	0.50
第237計算期間	2.07
第238計算期間	0.19
第239計算期間	0.34
第240計算期間	0.27
第241計算期間	0.79
第242計算期間	4.15
第243計算期間	0.45
第244計算期間	1.95
第245計算期間	0.89
第246計算期間	0.06
第247計算期間	2.35
第248計算期間	2.79
第249計算期間	1.24
第250計算期間	0.47
第251計算期間	0.10
第252計算期間	1.13
第253計算期間	2.37
第254計算期間	1.66
第255計算期間	1.51
第256計算期間	0.65
第257計算期間	1.28
第258計算期間	1.05
第259計算期間	0.00
第260計算期間	1.19
第261計算期間	0.40
第262計算期間	1.02
第263計算期間	0.64
第264計算期間	1.00
第265計算期間	0.75

第266計算期間	0.04
第267計算期間	2.08
第268計算期間	1.22
第269計算期間	0.75
第270計算期間	2.23
第271計算期間	1.32
第272計算期間	0.92
第273計算期間	1.03
第274計算期間	0.20
第275計算期間	0.44
第276計算期間	0.77
第277計算期間	0.56
第278計算期間	0.63
第279計算期間	0.52
第280計算期間	0.12
第281計算期間	0.56
第282計算期間	1.16
第283計算期間	0.51
第284計算期間	0.01
第285計算期間	0.26
第286計算期間	1.90
第287計算期間	0.82

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第168計算期間	4,967,297,795	163,005,221,655	3,898,059,726,318
第169計算期間	5,295,711,177	100,797,579,739	3,802,557,857,756
第170計算期間	4,830,280,568	169,779,838,119	3,637,608,300,205
第171計算期間	5,148,574,788	100,413,450,593	3,542,343,424,400
第172計算期間	5,397,540,827	63,628,797,776	3,484,112,167,451
第173計算期間	4,416,135,193	53,705,520,891	3,434,822,781,753
第174計算期間	4,026,048,616	73,523,331,895	3,365,325,498,474
第175計算期間	4,437,131,369	64,314,943,976	3,305,447,685,867
第176計算期間	4,127,288,615	68,191,875,492	3,241,383,098,990
第177計算期間	3,863,703,500	66,408,049,678	3,178,838,752,812
第178計算期間	4,509,624,320	61,416,417,541	3,121,931,959,591
第179計算期間	4,267,597,753	69,932,343,965	3,056,267,213,379
第180計算期間	4,724,449,520	63,557,450,913	2,997,434,211,986
第181計算期間	6,080,127,636	45,026,014,630	2,958,488,324,992

第182計算期間	9,517,615,753	62,405,289,261	2,905,600,651,484
第183計算期間	7,300,164,310	56,870,462,955	2,856,030,352,839
第184計算期間	7,888,958,826	63,483,833,052	2,800,435,478,613
第185計算期間	8,371,298,058	57,274,426,097	2,751,532,350,574
第186計算期間	7,591,205,687	57,663,069,595	2,701,460,486,666
第187計算期間	7,618,806,356	34,302,733,416	2,674,776,559,606
第188計算期間	8,560,935,733	38,003,996,041	2,645,333,499,298
第189計算期間	7,084,768,663	31,718,282,368	2,620,699,985,593
第190計算期間	6,597,633,046	32,445,491,364	2,594,852,127,275
第191計算期間	5,818,007,889	36,836,941,611	2,563,833,193,553
第192計算期間	7,553,778,747	71,462,208,567	2,499,924,763,733
第193計算期間	8,071,060,579	53,517,796,549	2,454,478,027,763
第194計算期間	4,619,130,897	124,965,241,309	2,334,131,917,351
第195計算期間	2,797,783,970	81,470,033,292	2,255,459,668,029
第196計算期間	2,850,012,663	67,875,574,735	2,190,434,105,957
第197計算期間	2,215,677,669	49,912,516,209	2,142,737,267,417
第198計算期間	3,719,030,940	55,399,116,470	2,091,057,181,887
第199計算期間	2,567,714,959	53,580,026,417	2,040,044,870,429
第200計算期間	2,045,650,295	43,875,472,201	1,998,215,048,523
第201計算期間	2,039,811,112	52,065,568,149	1,948,189,291,486
第202計算期間	2,223,873,829	39,769,453,511	1,910,643,711,804
第203計算期間	2,375,115,339	49,629,363,939	1,863,389,463,204
第204計算期間	2,938,668,559	48,906,731,146	1,817,421,400,617
第205計算期間	3,124,323,093	27,007,341,303	1,793,538,382,407
第206計算期間	2,501,312,201	28,028,970,018	1,768,010,724,590
第207計算期間	2,464,685,401	32,290,837,258	1,738,184,572,733
第208計算期間	2,724,966,752	30,275,778,184	1,710,633,761,301
第209計算期間	1,895,628,956	26,300,640,359	1,686,228,749,898
第210計算期間	2,023,481,339	34,941,299,807	1,653,310,931,430
第211計算期間	2,913,439,544	29,845,384,281	1,626,378,986,693
第212計算期間	2,201,264,028	24,240,456,980	1,604,339,793,741
第213計算期間	3,661,114,603	23,005,252,517	1,584,995,655,827
第214計算期間	1,778,320,398	15,260,810,149	1,571,513,166,076
第215計算期間	1,806,291,215	19,898,708,356	1,553,420,748,935
第216計算期間	2,134,103,213	21,120,127,560	1,534,434,724,588
第217計算期間	2,655,442,772	17,560,970,566	1,519,529,196,794
第218計算期間	2,060,353,065	17,490,978,249	1,504,098,571,610
第219計算期間	2,195,180,711	15,200,030,611	1,491,093,721,710
第220計算期間	2,028,795,492	16,036,578,865	1,477,085,938,337
第221計算期間	1,811,372,241	11,455,874,114	1,467,441,436,464
第222計算期間	2,138,007,074	16,001,697,565	1,453,577,745,973
第223計算期間	1,814,333,700	14,983,706,467	1,440,408,373,206

第224計算期間	1,661,594,399	14,032,202,932	1,428,037,764,673
第225計算期間	986,331,369	47,807,069,291	1,381,217,026,751
第226計算期間	2,286,390,109	22,842,880,174	1,360,660,536,686
第227計算期間	919,687,526	30,136,242,862	1,331,443,981,350
第228計算期間	1,019,804,787	34,243,057,547	1,298,220,728,590
第229計算期間	909,158,590	22,130,039,554	1,276,999,847,626
第230計算期間	774,680,302	28,133,511,895	1,249,641,016,033
第231計算期間	878,615,260	23,953,857,070	1,226,565,774,223
第232計算期間	850,132,220	16,267,566,215	1,211,148,340,228
第233計算期間	770,560,658	17,633,060,182	1,194,285,840,704
第234計算期間	752,562,434	21,293,091,662	1,173,745,311,476
第235計算期間	681,208,479	19,153,322,033	1,155,273,197,922
第236計算期間	784,244,816	21,132,721,012	1,134,924,721,726
第237計算期間	771,330,982	17,277,986,219	1,118,418,066,489
第238計算期間	771,152,276	18,426,501,278	1,100,762,717,487
第239計算期間	732,127,923	19,951,277,467	1,081,543,567,943
第240計算期間	645,878,505	15,684,263,175	1,066,505,183,273
第241計算期間	936,065,697	13,454,144,558	1,053,987,104,412
第242計算期間	861,175,924	13,712,142,130	1,041,136,138,206
第243計算期間	1,764,227,814	11,235,957,880	1,031,664,408,140
第244計算期間	742,711,778	9,792,641,604	1,022,614,478,314
第245計算期間	651,430,719	10,362,481,444	1,012,903,427,589
第246計算期間	661,116,326	12,387,890,086	1,001,176,653,829
第247計算期間	647,661,811	10,982,320,165	990,841,995,475
第248計算期間	617,866,216	13,087,866,300	978,371,995,391
第249計算期間	624,405,381	10,834,169,005	968,162,231,767
第250計算期間	581,140,428	13,050,832,067	955,692,540,128
第251計算期間	606,460,244	11,511,449,246	944,787,551,126
第252計算期間	568,256,555	11,372,890,917	933,982,916,764
第253計算期間	855,345,510	7,747,073,556	927,091,188,718
第254計算期間	532,845,662	9,946,623,100	917,677,411,280
第255計算期間	540,111,817	10,547,788,477	907,669,734,620
第256計算期間	571,157,282	12,464,075,425	895,776,816,477
第257計算期間	768,735,203	7,104,450,875	889,441,100,805
第258計算期間	746,305,730	6,840,387,812	883,347,018,723
第259計算期間	537,399,737	8,177,995,634	875,706,422,826
第260計算期間	570,791,371	7,901,792,131	868,375,422,066
第261計算期間	526,070,842	8,070,893,159	860,830,599,749
第262計算期間	491,211,918	8,091,413,311	853,230,398,356
第263計算期間	495,501,019	8,707,972,975	845,017,926,400
第264計算期間	538,230,014	9,177,286,170	836,378,870,244
第265計算期間	555,377,662	8,632,594,472	828,301,653,434

第266計算期間	602,174,973	8,399,508,726	820,504,319,681
第267計算期間	458,268,278	10,430,228,686	810,532,359,273
第268計算期間	564,045,620	8,224,215,829	802,872,189,064
第269計算期間	503,535,936	2,782,339,088	800,593,385,912
第270計算期間	545,439,121	6,042,152,556	795,096,672,477
第271計算期間	586,467,887	5,027,096,504	790,656,043,860
第272計算期間	497,640,266	9,398,996,729	781,754,687,397
第273計算期間	521,383,887	6,882,327,133	775,393,744,151
第274計算期間	485,940,533	5,547,434,264	770,332,250,420
第275計算期間	509,265,565	5,751,551,573	765,089,964,412
第276計算期間	681,032,156	6,665,373,311	759,105,623,257
第277計算期間	358,084,458	9,846,153,893	749,617,553,822
第278計算期間	1,386,060,236	18,629,505,180	732,374,108,878
第279計算期間	378,600,127	7,921,213,808	724,831,495,197
第280計算期間	369,082,092	8,661,799,890	716,538,777,399
第281計算期間	297,777,688	6,034,460,615	710,802,094,472
第282計算期間	427,589,108	9,850,689,336	701,378,994,244
第283計算期間	345,371,744	7,466,133,051	694,258,232,937
第284計算期間	528,725,235	6,397,832,521	688,389,125,651
第285計算期間	651,310,385	7,634,427,287	681,406,008,749
第286計算期間	362,397,580	5,874,737,337	675,893,668,992
第287計算期間	352,035,683	8,501,252,426	667,744,452,249

(参考)

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和 3年11月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	124,506,643,758	34.46
	スペイン	41,155,186,266	11.39
	日本	30,265,610,000	8.38
	中国	23,082,247,374	6.39
	イギリス	18,634,873,608	5.16
	フランス	16,621,400,545	4.60
	アイルランド	12,228,353,964	3.38
	ベルギー	10,273,324,683	2.84
	オーストラリア	8,643,380,358	2.39
	カナダ	5,713,356,757	1.58

	ノルウェー	5,244,853,214	1.45
	ニュージーランド	5,200,497,631	1.44
	オーストリア	4,469,161,865	1.24
	ドイツ	3,312,217,170	0.92
	シンガポール	3,171,133,100	0.88
	オランダ	2,908,344,864	0.81
	スウェーデン	993,810,233	0.28
	フィンランド	783,807,449	0.22
	デンマーク	547,538,442	0.15
	小計	317,755,741,281	87.96
地方債証券	カナダ	4,234,806,899	1.17
特殊債証券	メキシコ	8,589,872,125	2.38
	ポーランド	7,667,135,617	2.12
	アメリカ	6,058,614,317	1.68
	スウェーデン	4,666,369,071	1.29
	オーストラリア	1,609,935,936	0.45
	小計	28,591,927,066	7.91
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		10,677,638,168	2.96
純資産総額		361,260,113,414	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和3年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
アメリカ	国債証券	3.625 T-BOND 440215	90,000,000	14,577.22	13,119,503,092	14,846.98	13,362,286,500	3.625000	2044/2/15	3.70
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 440815	90,000,000	13,578.18	12,220,364,561	13,848.83	12,463,947,914	3.125000	2044/8/15	3.45
日本	国債証券	第171回利付国債 (20年)	9,000,000,000	97.98	8,818,380,000	98.39	8,855,910,000	0.300000	2039/12/20	2.45
ポーランド	特殊債証券	4.25 EIB 221025	276,000,000	2,784.15	7,684,267,560	2,777.94	7,667,135,617	4.250000	2022/10/25	2.12
フランス	国債証券	1.25 O.A.T 340525	50,000,000	14,389.35	7,194,677,470	14,480.73	7,240,365,748	1.250000	2034/5/25	2.00
スペイン	国債証券	2.9 SPAIN GOVT 461031	40,000,000	17,753.73	7,101,494,185	17,863.46	7,145,384,723	2.900000	2046/10/31	1.98
日本	国債証券	第172回利付国債 (20年)	7,000,000,000	99.57	6,970,180,000	100.00	7,000,000,000	0.400000	2040/3/20	1.94
アメリカ	国債証券	0.25 T-NOTE 240315	60,000,000	11,265.89	6,759,537,890	11,283.22	6,769,937,176	0.250000	2024/3/15	1.87
中国	国債証券	2.47 CHINA GOVT 240902	350,000,000	1,776.30	6,217,057,969	1,778.57	6,225,000,673	2.470000	2024/9/2	1.72

アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 290515	50,000,000	12,058.28	6,029,143,377	12,122.72	6,061,363,399	2.375000	2029/5/15	1.68
アメリカ	国債証券	7.25 T-BOND 220815	50,000,000	11,968.07	5,984,035,351	11,945.40	5,972,702,790	7.250000	2022/8/15	1.65
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 261115	50,000,000	11,788.97	5,894,485,916	11,824.08	5,912,040,274	2.000000	2026/11/15	1.64
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250215	50,000,000	11,762.75	5,881,375,703	11,779.63	5,889,819,570	2.000000	2025/2/15	1.63
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260215	50,000,000	11,591.65	5,795,825,993	11,622.31	5,811,158,281	1.625000	2026/2/15	1.61
スペイン	国債証券	1.45 SPAIN GOVT 290430	40,000,000	14,089.48	5,635,794,194	14,129.31	5,651,724,739	1.450000	2029/4/30	1.56
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300815	50,000,000	10,505.50	5,252,752,009	10,581.94	5,290,971,618	0.625000	2030/8/15	1.46
スペイン	国債証券	2.7 SPAIN GOVT 481031	30,000,000	17,263.15	5,178,947,370	17,421.42	5,226,426,967	2.700000	2048/10/31	1.45
日本	国債証券	第173回利付国 債(20年)	5,000,000,000	99.39	4,969,900,000	99.82	4,991,350,000	0.400000	2040/6/20	1.38
スペイン	国債証券	1.25 SPAIN GOVT 301031	35,000,000	13,880.58	4,858,203,587	13,934.37	4,877,030,419	1.250000	2030/10/31	1.35
アイルラ ンド	国債証券	2.4 IRISH GOVT 300515	30,000,000	15,462.04	4,638,612,215	15,498.26	4,649,479,553	2.400000	2030/5/15	1.29
オースト リア	国債証券	0.5 AUSTRIA GOVT 290220	33,000,000	13,495.60	4,453,550,804	13,542.91	4,469,161,865	0.500000	2029/2/20	1.24
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 310815	40,000,000	11,003.69	4,401,476,875	11,103.68	4,441,474,138	1.250000	2031/8/15	1.23
スペイン	国債証券	0.5 SPAIN GOVT 311031	34,000,000	12,872.74	4,376,733,913	12,933.25	4,397,306,659	0.500000	2031/10/31	1.22
アメリカ	国債証券	6.25 T-BOND 230815	35,000,000	12,517.81	4,381,233,812	12,507.14	4,377,500,734	6.250000	2023/8/15	1.21
オースト ラリア	国債証券	2.25 AUST GOVT 280521	50,000,000	8,457.57	4,228,789,528	8,505.49	4,252,746,911	2.250000	2028/5/21	1.18
スペイン	国債証券	1.4 SPAIN GOVT 280430	30,000,000	13,970.91	4,191,275,434	14,006.53	4,201,961,714	1.400000	2028/4/30	1.16
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 241231	35,000,000	11,854.30	4,149,005,246	11,862.30	4,151,805,055	2.250000	2024/12/31	1.15
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 241231	35,000,000	11,676.53	4,086,787,277	11,695.20	4,093,320,164	1.750000	2024/12/31	1.13
メキシコ	特殊債券	4.25 EIB 240619	827,000,000	490.60	4,057,304,766	488.99	4,043,967,653	4.250000	2024/6/19	1.12
ベルギー	国債証券	1.9 BEL GOVT 380622	25,000,000	15,870.88	3,967,721,329	15,912.82	3,978,206,005	1.900000	2038/6/22	1.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	87.96
地方債証券	1.17
特殊債券	7.91
合計	97.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

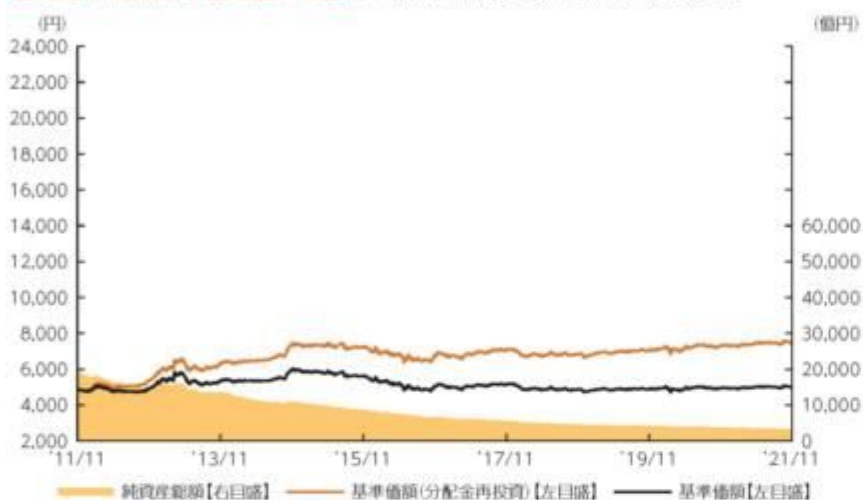
参考情報



運用実績

2021年11月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2011年11月30日～2021年11月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	4,983円
純資産総額	3,311億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2021年11月	5円
2021年10月	5円
2021年9月	5円
2021年8月	5円
2021年7月	5円
2021年6月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	9,156円

●分配金は1万口当たり、税引前

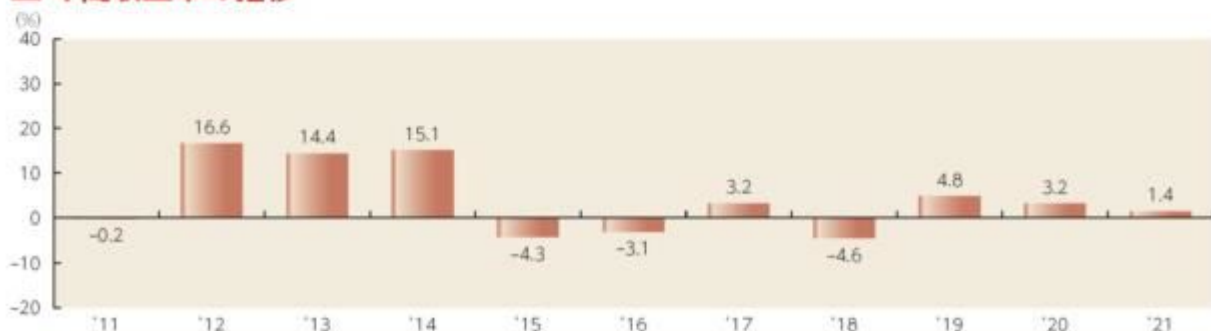
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	37.8%
2 ユーロ	25.5%
3 円	8.8%
4 中国元	6.4%
5 イギリスポンド	5.2%
6 メキシコペソ	3.1%
7 オーストラリアドル	2.8%
8 カナダドル	2.8%
9 ポーランドズロチ	2.1%
10 スウェーデンクローネ	1.6%

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 3.625 T-BOND 440215	国債	アメリカ	3.7%
2 3.125 T-BOND 440815	国債	アメリカ	3.4%
3 第171回利付国債(20年)	国債	日本	2.4%
4 4.25 EIB 221025	特殊債	ポーランド	2.1%
5 1.25 O.A.T 340525	国債	フランス	2.0%
6 2.9 SPAIN GOVT 461031	国債	スペイン	2.0%
7 第172回利付国債(20年)	国債	日本	1.9%
8 0.25 T-NOTE 240315	国債	アメリカ	1.9%
9 2.47 CHINA GOVT 240902	国債	中国	1.7%
10 2.375 T-NOTE 290515	国債	アメリカ	1.7%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は年初から11月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜 1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（1997年12月18日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月18日から翌月17日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させません。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行うとするとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年5月および11月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年5月18日から令和3年11月17日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 5月17日現在]	当期 [令和 3年11月17日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,751,126,269	1,721,627,014
親投資信託受益証券	352,854,076,872	334,189,424,421
未収入金	394,498,982	320,752,668
流動資産合計	354,999,702,123	336,231,804,103
資産合計	354,999,702,123	336,231,804,103
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	355,401,047	333,872,226
未払解約金	355,693,240	320,984,113
未払受託者報酬	14,961,840	15,312,591
未払委託者報酬	359,084,126	367,502,205
未払利息	3,118	3,065
その他未払費用	733,333	733,333
流動負債合計	1,085,876,704	1,038,407,533
負債合計	1,085,876,704	1,038,407,533
純資産の部		
元本等		
元本	710,802,094,472	667,744,452,249
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	356,888,269,053	332,551,055,679
（分配準備積立金）	308,858,693	89,497,182
元本等合計	353,913,825,419	335,193,396,570
純資産合計	353,913,825,419	335,193,396,570
負債純資産合計	354,999,702,123	336,231,804,103

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年11月18日 令和 3年 5月17日	自 至	令和 3年 5月18日 令和 3年11月17日
営業収益				
有価証券売買等損益		8,927,570,417		7,225,062,093
営業収益合計		8,927,570,417		7,225,062,093
営業費用				
支払利息		419,069		405,535
受託者報酬		99,622,659		95,776,369
委託者報酬		2,390,943,733		2,298,632,830
その他費用		4,399,998		4,399,998
営業費用合計		2,495,385,459		2,399,214,732
営業利益又は営業損失（ ）		6,432,184,958		4,825,847,361
経常利益又は経常損失（ ）		6,432,184,958		4,825,847,361
当期純利益又は当期純損失（ ）		6,432,184,958		4,825,847,361
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		25,675,505		16,232,769
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		388,678,370,668		356,888,269,053
剰余金増加額又は欠損金減少額		29,282,991,010		22,880,318,107
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		29,282,991,010		22,880,318,107
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,754,115,035		1,330,649,624
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,754,115,035		1,330,649,624
分配金		2,196,634,823		2,054,535,239
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		356,888,269,053		332,551,055,679

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 5月17日現在]	当期 [令和 3年11月17日現在]
1. 期首元本額	765,089,964,412円	710,802,094,472円
期中追加設定元本額	3,470,636,757円	2,667,429,735円
期中一部解約元本額	57,758,506,697円	45,725,071,958円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	356,888,269,053円	332,551,055,679円
3. 受益権の総数	710,802,094,472口	667,744,452,249口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年11月18日 至 令和 3年 5月17日	当期 自 令和 3年 5月18日 至 令和 3年11月17日																																																
1. 分配金の計算過程 第276期 令和 2年11月18日 令和 2年12月17日	1. 分配金の計算過程 第282期 令和 3年 5月18日 令和 3年 6月17日																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>550,681,180円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>8,236,984,232円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>46,060,618円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>8,833,726,030円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>759,105,623,257口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>116円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	550,681,180円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	8,236,984,232円	分配準備積立金額	D	46,060,618円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,833,726,030円	当ファンドの期末残存口数	F	759,105,623,257口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	116円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>543,136,211円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>7,612,744,360円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>311,272,213円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>8,467,152,784円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>701,378,994,244口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	543,136,211円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	7,612,744,360円	分配準備積立金額	D	311,272,213円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,467,152,784円	当ファンドの期末残存口数	F	701,378,994,244口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	120円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	550,681,180円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																															
収益調整金額	C	8,236,984,232円																																															
分配準備積立金額	D	46,060,618円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,833,726,030円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	759,105,623,257口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	116円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	543,136,211円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																															
収益調整金額	C	7,612,744,360円																																															
分配準備積立金額	D	311,272,213円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,467,152,784円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	701,378,994,244口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	120円																																															

前期 自 令和 2年11月18日 至 令和 3年 5月17日			当期 自 令和 3年 5月18日 至 令和 3年11月17日		
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	379,552,811円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	350,689,497円
第277期 令和 2年12月18日 令和 3年 1月18日			第283期 令和 3年 6月18日 令和 3年 7月19日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	209,215,569円	費用控除後の配当等収益額	A	180,060,440円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	8,134,283,406円	収益調整金額	C	7,535,848,058円
分配準備積立金額	D	230,615,561円	分配準備積立金額	D	514,040,186円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,574,114,536円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,229,948,684円
当ファンドの期末残存口数	F	749,617,553,822口	当ファンドの期末残存口数	F	694,258,232,937口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	114円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	118円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	374,808,776円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	347,129,116円
第278期 令和 3年 1月19日 令和 3年 2月17日			第284期 令和 3年 7月20日 令和 3年 8月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	512,404,863円	費用控除後の配当等収益額	A	158,588,153円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	7,947,976,059円	収益調整金額	C	7,472,628,069円
分配準備積立金額	D	68,334,285円	分配準備積立金額	D	347,207,329円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,528,715,207円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	7,978,423,551円
当ファンドの期末残存口数	F	732,374,108,878口	当ファンドの期末残存口数	F	688,389,125,651口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	116円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	115円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	366,187,054円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	344,194,562円
第279期 令和 3年 2月18日 令和 3年 3月17日			第285期 令和 3年 8月18日 令和 3年 9月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	472,463,852円	費用控除後の配当等収益額	A	154,611,818円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	7,866,385,131円	収益調整金額	C	7,397,241,687円
分配準備積立金額	D	225,765,310円	分配準備積立金額	D	165,734,884円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,564,614,293円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	7,717,588,389円
当ファンドの期末残存口数	F	724,831,495,197口	当ファンドの期末残存口数	F	681,406,008,749口

前期 自 令和 2年11月18日 至 令和 3年 5月17日			当期 自 令和 3年 5月18日 至 令和 3年11月17日		
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	118円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	113円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	362,415,747円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	340,703,004円
第280期 令和 3年 3月18日 令和 3年 4月19日			第286期 令和 3年 9月18日 令和 3年10月18日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	212,730,753円	費用控除後の配当等収益額	A	526,944,556円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	7,776,721,101円	収益調整金額	C	7,269,982,520円
分配準備積立金額	D	344,089,776円	分配準備積立金額	D	57,229,607円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,333,541,630円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	7,854,156,683円
当ファンドの期末残存口数	F	716,538,777,399口	当ファンドの期末残存口数	F	675,893,668,992口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	116円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	116円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	358,269,388円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	337,946,834円
第281期 令和 3年 4月20日 令和 3年 5月17日			第287期 令和 3年10月19日 令和 3年11月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	460,781,178円	費用控除後の配当等収益額	A	160,641,185円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	7,714,651,195円	収益調整金額	C	7,182,594,728円
分配準備積立金額	D	203,478,562円	分配準備積立金額	D	262,728,223円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,378,910,935円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	7,605,964,136円
当ファンドの期末残存口数	F	710,802,094,472口	当ファンドの期末残存口数	F	667,744,452,249口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	117円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	113円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	355,401,047円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	333,872,226円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年11月18日 至 令和 3年 5月17日	自 令和 3年 5月18日 至 令和 3年11月17日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 5月17日現在]	[令和 3年11月17日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>

区分	前期	当期
	[令和 3年 5月17日現在]	[令和 3年11月17日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 5月17日現在]	[令和 3年11月17日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,376,975,413	2,425,390,589
合計	2,376,975,413	2,425,390,589

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期	当期
	[令和 3年 5月17日現在]	[令和 3年11月17日現在]
1口当たり純資産額	0.4979円	0.5020円
(1万口当たり純資産額)	(4,979円)	(5,020円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	146,993,369,000	334,189,424,421	
合計		146,993,369,000	334,189,424,421	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年11月17日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	7,447,427,746
コール・ローン	1,875,022,047
国債証券	320,036,786,129
地方債証券	4,295,886,106
特殊債券	28,601,835,194
派生商品評価勘定	156,832
未収入金	3,718,627,333
未収利息	1,896,605,115
前払費用	293,402,881
流動資産合計	368,165,749,383
資産合計	368,165,749,383
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	26,387,375

[令和 3年11月17日現在]

未払金	2,176,643,859
未払解約金	338,515,445
未払利息	3,339
流動負債合計	2,541,550,018
負債合計	2,541,550,018
純資産の部	
元本等	
元本	160,821,749,078
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	204,802,450,287
元本等合計	365,624,199,365
純資産合計	365,624,199,365
負債純資産合計	368,165,749,383

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 3年11月17日現在]
1. 期首	令和 3年 5月18日
期首元本額	173,088,468,088円
期中追加設定元本額	496,720,702円
期中一部解約元本額	12,763,439,712円
元本の内訳	
グローバル・ソブリン・オープン（DC年金）	1,410,336,704円
グローバル・ソブリン・オープン VA（適格機関投資家専用）	372,652,492円
グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）	146,993,369,000円
グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）	9,418,674,162円
グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）	1,500,863,358円
グローバル・ソブリン・オープン（資産成長型）	934,354,338円
グローバル・ソブリン・オープン VA2（適格機関投資家専用）	109,367,037円

	[令和 3年11月17日現在]
グローバル・ソブリン・オープン V A 3（適格機関投資家専用）	82,131,987円
合計	160,821,749,078円
2. 受益権の総数	160,821,749,078口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 5月18日 至 令和 3年11月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年11月17日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

区分	[令和 3年11月17日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 3年11月17日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	627,811,695
地方債証券	67,235,668
特殊債券	262,112,509
合計	957,159,872

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 3年11月17日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	15,164,250		15,206,207	41,957
	メキシコペソ	2,055,111,386		2,037,372,000	17,739,386
	売建				
	アメリカドル	943,311,386		951,959,375	8,647,989
	スウェーデンクローネ	12,531,750		12,425,875	105,875
デンマーククローネ	2,632,500		2,623,500	9,000	
合計		3,028,751,272		3,019,586,957	26,230,543

(注)時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

		[令和 3年11月17日現在]
1口当たり純資産額		2,2735円
(1万口当たり純資産額)		(22,735円)

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	第168回利付国債（20年）	1,000,000,000	1,002,430,000	
		第169回利付国債（20年）	2,000,000,000	1,967,120,000	
		第170回利付国債（20年）	2,000,000,000	1,963,420,000	
		第171回利付国債（20年）	9,000,000,000	8,818,380,000	
		第172回利付国債（20年）	7,000,000,000	6,970,180,000	
		第173回利付国債（20年）	5,000,000,000	4,969,900,000	
		第174回利付国債（20年）	3,000,000,000	2,979,120,000	
		第177回利付国債（20年）	3,000,000,000	2,964,990,000	
円合計			32,000,000,000	31,635,540,000	
アメリカドル	国債証券	0.25 T-NOTE 240315	60,000,000.00	59,414,062.50	
		0.375 T-NOTE 251130	30,000,000.00	29,092,968.75	
		0.375 T-NOTE 270731	25,000,000.00	23,664,062.50	
		0.375 T-NOTE 270930	35,000,000.00	33,005,273.42	
		0.5 T-NOTE 270430	10,000,000.00	9,562,890.62	
		0.5 T-NOTE 270531	25,000,000.00	23,879,882.80	
		0.5 T-NOTE 270630	25,000,000.00	23,840,820.30	

		0.625 T-NOTE 300815	50,000,000.00	46,169,921.85	
		1.125 T-BOND 400515	35,000,000.00	30,050,781.25	
		1.125 T-BOND 400815	35,000,000.00	29,955,078.12	
		1.25 T-BOND 500515	30,000,000.00	24,901,171.86	
		1.25 T-NOTE 310815	40,000,000.00	38,687,500.00	
		1.5 T-NOTE 241031	10,000,000.00	10,189,062.50	
		1.5 T-NOTE 260815	20,000,000.00	20,245,312.50	
		1.625 T-NOTE 260215	50,000,000.00	50,943,359.35	
		1.75 T-NOTE 241231	35,000,000.00	35,921,484.37	
		2 T-NOTE 250215	50,000,000.00	51,695,312.50	
		2 T-NOTE 261115	50,000,000.00	51,810,546.85	
		2.25 T-NOTE 241231	35,000,000.00	36,468,359.37	
		2.375 T-NOTE 290515	50,000,000.00	52,994,140.60	
		2.625 T-NOTE 290215	25,000,000.00	26,894,531.25	
		2.875 T-NOTE 280815	25,000,000.00	27,220,703.12	
		3.125 T-BOND 440815	90,000,000.00	107,412,890.58	
		3.625 T-BOND 440215	90,000,000.00	115,316,015.58	
		6.125 T-BOND 271115	15,000,000.00	19,125,000.00	
		6.25 T-BOND 230815	35,000,000.00	38,509,570.29	
		7.25 T-BOND 220815	50,000,000.00	52,597,656.25	
		7.625 T-BOND 221115	15,000,000.00	16,113,867.18	
		国債証券 小計	1,045,000,000.00	1,085,682,226.26 (124,712,317,330)	
	特殊債券	2.5 INTL BK RECON 241125	25,000,000.00	26,180,862.75	
		7.625 INTL BK REC 230119	25,000,000.00	27,116,725.00	
		特殊債券 小計	50,000,000.00	53,297,587.75 (6,122,293,904)	
		アメリカドル合計	1,095,000,000.00	1,138,979,814.01 (130,834,611,234)	
カナダドル	国債証券	1 CAN GOVT 270601	25,000,000.00	24,260,500.00	
		1.5 CAN GOVT 310601	40,000,000.00	39,092,080.00	
		国債証券 小計	65,000,000.00	63,352,580.00 (5,789,158,760)	
	地方債証券	2.05 ONTARIO 300602	33,000,000.00	32,572,056.00	
		2.2 BRITISH COL 300618	7,000,000.00	7,024,024.00	
		2.95 BRITISH COL 281218	7,000,000.00	7,415,149.00	
		地方債証券 小計	47,000,000.00	47,011,229.00 (4,295,886,106)	
		カナダドル合計	112,000,000.00	110,363,809.00 (10,085,044,866)	
オーストラリアドル	国債証券	2.25 AUST GOVT 280521	50,000,000.00	52,021,030.00	
		2.75 AUST GOVT 271121	20,000,000.00	21,391,158.00	

		2.75 AUST GOVT 291121	30,000,000.00	32,329,281.00	
	国債証券 小計		100,000,000.00	105,741,469.00	(8,847,388,711)
	特殊債券	1.75 QUEENSLAND 310821	9,000,000.00	8,631,369.99	
		2.25 VICTORIA 341120	4,000,000.00	3,881,734.20	
		6.5 QUEENSLAND 330314	5,000,000.00	7,105,652.50	
	特殊債券 小計		18,000,000.00	19,618,756.69	(1,641,501,372)
オーストラリアドル合計			118,000,000.00	125,360,225.69	(10,488,890,083)
イギリス ポンド	国債証券	0.25 GILT 310731	15,000,000.00	14,000,700.00	
		0.375 GILT 301022	8,000,000.00	7,635,600.00	
		0.625 GILT 350731	15,000,000.00	14,019,900.00	
		1.5 GILT 470722	5,000,000.00	5,380,000.00	
		1.75 GILT 370907	13,000,000.00	14,113,450.00	
		1.75 GILT 490122	5,000,000.00	5,722,600.00	
		3.5 GILT 450122	10,000,000.00	14,723,300.00	
		4.25 GILT 390907	10,000,000.00	15,020,200.00	
		4.75 GILT 301207	5,000,000.00	6,674,308.00	
		4.75 GILT 381207	15,000,000.00	23,469,750.00	
イギリスポンド合計			101,000,000.00	120,759,808.00	(18,618,747,197)
シンガ ポールド ル	国債証券	2.875 SINGAPOGOV 290701	15,000,000.00	16,215,000.00	
		2.875SINGAPOGOVT 300901	20,000,000.00	21,714,000.00	
シンガポールドル合計			35,000,000.00	37,929,000.00	(3,210,689,850)
ニュー ジーラン ドドル	国債証券	0.5 NZ GOVT 240515	43,000,000.00	41,383,033.16	
		1.5 NZ GOVT 310515	5,000,000.00	4,536,158.00	
		3 NZ GOVT 290420	20,000,000.00	20,636,692.00	
ニュージーランドドル合計			68,000,000.00	66,555,883.16	(5,345,102,976)
スウェー デンク ローネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	80,000,000.00	78,436,115.20	
			80,000,000.00	78,436,115.20	
	国債証券 小計				(1,012,610,247)
	特殊債券	0.9 INTL FINAN 250512	20,000,000.00	20,236,822.00	
		1.25 EIB 250512	286,000,000.00	293,132,268.00	
		1.75 EIB 261112	55,000,000.00	57,806,100.00	
特殊債券 小計		361,000,000.00	371,175,190.00	(4,791,871,702)	
スウェーデンクローネ合計			441,000,000.00	449,611,305.20	(5,804,481,949)
	国債証券	1.75 NORWE GOVT 250313	8,000,000.00	8,052,120.00	

ノルウェークローネ		2 NORWE GOVT 230524	300,000,000.00	303,652,380.00	
		3 NORWE GOVT 240314	100,000,000.00	103,594,000.00	
ノルウェークローネ合計			408,000,000.00	415,298,500.00	(5,448,716,320)
デンマーククローネ	国債証券	0.5 DMK GOVT 291115	30,000,000.00	31,558,350.00	
デンマーククローネ合計			30,000,000.00	31,558,350.00	(551,955,541)
メキシコペソ	特殊債券	4.25 EIB 240619	660,000,000.00	617,100,000.00	
		5.5 EIB 230123	416,335,000.00	409,715,273.50	
		5.6 INTL FINAN 211124	2,920,000.00	2,926,437.14	
		5.75 INTL FINAN 230302	5,000,000.00	4,889,613.15	
		6 INTL FINAN 220318	15,470,000.00	15,463,175.25	
		6.75 KFW 221024	28,900,000.00	28,944,795.00	
		7.25 INTL FINAN 240202	5,000,000.00	4,991,000.00	
		7.5 EIB 230730	440,000.00	444,048.00	
		7.625 EIB 220112	388,940,000.00	390,690,230.00	
		8.15 IBRD 220128	11,800,000.00	11,882,712.10	
メキシコペソ合計			1,534,805,000.00	1,487,047,284.14	(8,228,278,737)
ポーランドズロチ	特殊債券	4.25 EIB 221025	276,000,000.00	279,777,888.00	
ポーランドズロチ合計			276,000,000.00	279,777,888.00	(7,817,889,479)
中国元	国債証券	1.99 CHINA GOVT 250409	200,000,000.00	195,332,778.00	
		2.36 CHINA GOVT 230702	150,000,000.00	149,712,954.00	
		2.47 CHINA GOVT 240902	350,000,000.00	348,888,750.00	
		2.57 CHINA GOVT 230520	200,000,000.00	200,305,000.00	
		2.68 CHINA GOVT 300521	100,000,000.00	97,707,500.00	
		2.85 CHINA GOVT 270604	100,000,000.00	100,152,940.00	
		2.88 CHINA GOVT 231105	150,000,000.00	151,087,500.00	
中国元合計			1,250,000,000.00	1,243,187,422.00	(22,338,959,104)
ユーロ	国債証券	0 BUND 310815	25,000,000.00	25,602,225.00	
		0 IRISH GOVT 311018	15,000,000.00	14,703,486.00	
		0 NETH GOVT 300715	15,000,000.00	15,254,250.00	
		0.125 FINNISH GOV 310915	6,000,000.00	6,082,026.00	
		0.25 NETH GOVT 290715	7,000,000.00	7,283,220.00	
		0.4 BEL GOVT 400622	26,000,000.00	25,388,584.00	
		0.5 AUSTRIA GOVT 290220	33,000,000.00	34,682,274.00	
		0.5 O.A.T 400525	5,000,000.00	4,978,445.00	
		0.5 SPAIN GOVT 311031	34,000,000.00	34,084,058.20	
		0.8 SPAIN GOVT 270730	25,000,000.00	26,206,050.00	

	1.1 IRISH GOVT 290515	15,000,000.00	16,290,657.00	
	1.25 O.A.T 340525	50,000,000.00	56,028,950.00	
	1.25 O.A.T 360525	10,000,000.00	11,263,144.00	
	1.25 SPAIN GOVT 301031	35,000,000.00	37,833,530.00	
	1.3 IRISH GOVT 330515	15,000,000.00	16,698,690.00	
	1.35 IRISH GOVT 310318	10,000,000.00	11,173,040.00	
	1.4 SPAIN GOVT 280430	30,000,000.00	32,639,790.00	
	1.45 SPAIN GOVT 271031	20,000,000.00	21,782,880.00	
	1.45 SPAIN GOVT 290430	40,000,000.00	43,889,060.00	
	1.9 BEL GOVT 380622	25,000,000.00	30,898,850.00	
	2.4 IRISH GOVT 300515	30,000,000.00	36,123,450.00	
	2.7 SPAIN GOVT 481031	30,000,000.00	40,331,340.00	
	2.9 SPAIN GOVT 461031	40,000,000.00	55,303,280.00	
	3.25 O.A.T 450525	8,500,000.00	13,434,777.00	
	4.25 BEL GOVT 410328	14,000,000.00	23,570,442.00	
	4.75 O.A.T 350425	18,000,000.00	28,714,478.40	
	5.15 SPAIN GOVT 281031	20,000,000.00	27,049,460.00	
	5.5 O.A.T 290425	10,000,000.00	14,280,740.00	
ユーロ合計		611,500,000.00	711,571,176.60 (92,525,600,093)	
合計			352,934,507,429 (321,298,967,429)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率	
アメリカドル	国債証券	28銘柄	95.32%	35.34%
	特殊債券	2銘柄	4.68%	1.73%
カナダドル	国債証券	2銘柄	57.40%	1.64%
	地方債証券	3銘柄	42.60%	1.22%
オーストラリアドル	国債証券	3銘柄	84.35%	2.51%
	特殊債券	3銘柄	15.65%	0.47%
イギリスポンド	国債証券	10銘柄	100.00%	5.28%
シンガポールドル	国債証券	2銘柄	100.00%	0.91%
ニュージーランドドル	国債証券	3銘柄	100.00%	1.51%
スウェーデンクローネ	国債証券	1銘柄	17.45%	0.29%
	特殊債券	3銘柄	82.55%	1.36%
ノルウェークローネ	国債証券	3銘柄	100.00%	1.54%
デンマーククローネ	国債証券	1銘柄	100.00%	0.16%

メキシコペソ	特殊債券	10銘柄	100.00%	2.33%
ポーランドズロチ	特殊債券	1銘柄	100.00%	2.22%
中国元	国債証券	7銘柄	100.00%	6.33%
ユーロ	国債証券	28銘柄	100.00%	26.22%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	331,710,070,179
負債総額	560,160,063
純資産総額（ - ）	331,149,910,116
発行済口数	664,602,302,889口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.4983
（10,000口当たり）	（4,983）

（参考）

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	363,563,444,872
負債総額	2,303,331,458
純資産総額（ - ）	361,260,113,414
発行済口数	160,009,699,830口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.2577
（10,000口当たり）	（22,577）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、

ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2021年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	883	18,682,731
追加型公社債投資信託	16	1,396,838
単位型株式投資信託	85	369,615
単位型公社債投資信託	50	193,879
合計	1,034	20,643,063

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

第35期
(令和2年3月31日現在)

第36期
(令和3年3月31日現在)

(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

(負債の部)				
流動負債				
	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027

賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		

支払手数料	2	27,106,451	2	26,689,896
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費				8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入		16,395
事務過誤費	3,483	
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932

営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金			

当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-

資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3) 金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398

合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398
----	------------	-----------	-----------	--------

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は100,000千円)を含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円)を含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
----	---------	-------------	-------------

株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388

未認識数理計算上の差異	203,136	161,333
未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る 退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095 ~ 0.52%	0.051 ~ 0.59%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)			
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円			
							取引銀行	コーラブル預金の払戻(注2)			20,000,000 千円		
								コーラブル預金の預入(注2)			20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
								コーラブル預金に係る受取利息(注2)			4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円			

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		第37期中間会計期間 （令和3年9月30日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金及び預金		48,742,270
有価証券		1,291,000
前払費用		682,143
未収入金		166,605
未収委託者報酬		15,228,560
未収収益		694,402
金銭の信託		5,301,000
その他		226,759
流動資産合計		72,332,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	527,772
器具備品	1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,217,271
ソフトウェア仮勘定		1,478,970
無形固定資産合計		5,712,064
投資その他の資産		

投資有価証券		14,943,458
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	813,041
長期差入保証金		531,230
前払年金費用		224,272
繰延税金資産		733,199
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		17,586,969
固定資産合計		25,827,017
資産合計		98,159,759

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		663,405
未払金		
未払収益分配金		187,200
未払償還金		7,418
未払手数料		6,029,978
その他未払金		2,623,176
未払費用		5,348,002
未払消費税等	2	757,223
未払法人税等		702,806
賞与引当金		924,214
役員賞与引当金		65,985
その他		5,517
流動負債合計		17,314,927

固定負債

長期未払金		10,800
退職給付引当金		1,204,214
役員退職慰労引当金		117,938
時効後支払損引当金		256,262
固定負債合計		1,589,215

負債合計

18,904,143

(純資産の部)

株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		23,330,110
利益剰余金合計		30,670,700
株主資本合計		77,403,544

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
純資産合計	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723
営業費用	
支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費	653,911
営業雑経費	
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022
一般管理費	
給料	
役員報酬	202,454
給料・手当	2,828,313
賞与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635
旅費交通費	12,678
租税公課	232,446
不動産賃借料	364,289
退職給付費用	195,737
固定資産減価償却費	1 969,675
諸経費	193,083
一般管理費合計	6,628,807
営業利益	7,852,893

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		203,195
受取利息		2,567
投資有価証券償還益		753,216
収益分配金等時効完成分		136,491
受取賃貸料		32,904
その他		4,621
営業外収益合計		1,132,996
営業外費用		
投資有価証券償還損		62
時効後支払損引当金繰入		21,921
事務過誤費		66,316
賃貸関連費用	1	7,921
その他		7,123
営業外費用合計		103,345
経常利益		8,882,544
特別利益		
投資有価証券売却益		522,323
特別利益合計		522,323
特別損失		
投資有価証券売却損		8,073
投資有価証券評価損		36,558
固定資産除却損		7,408
特別損失合計		52,039
税引前中間純利益		9,352,828
法人税、住民税及び事業税		2,700,962
法人税等調整額		172,220
法人税等合計		2,873,183
中間純利益		6,479,644

(3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計							3,621,178	3,621,178	3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	449,534	449,534	449,534
当中間期変動額合計	449,534	449,534	4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してしております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用
令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

〔会計方針の変更〕

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用してしております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加してしております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少してしております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加してしております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載してしております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)	
建物	661,109千円
器具備品	1,743,773千円
投資不動産	154,845千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
有形固定資産	241,452千円
無形固定資産	728,222千円
投資不動産	3,012千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第37期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 709,808千円

1年超	354,904千円
合計	1,064,712千円

（金融商品関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,291,000	1,291,000	-
(2) 金銭の信託	5,301,000	5,301,000	-
(3) 投資有価証券	14,912,098	14,912,098	-
資産計	21,504,098	21,504,098	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金銭の信託	-	5,301,000	-	5,301,000
資産計	-	5,301,000	-	5,301,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,493,209	3,588,600	95,390
	小計	3,493,209	3,588,600	95,390
合計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、取得価額5,300,000千円）を含めております。
非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	374,587.58円
純資産の部の合計額(千円)	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	30,624.88円
中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：株式会社りそな銀行
（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
資本金の額：279,928百万円（2021年9月末現在）
事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2021年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	38,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社みちのく銀行	36,986 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社岩手銀行	12,089 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社七十七銀行	24,658 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東邦銀行	23,519 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社常陽銀行	85,113 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山銀行	6,730 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北國銀行	26,673 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福井銀行	17,965 百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社清水銀行	10,816 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行	46,773 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三十三銀行	37,461 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社百五銀行	20,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社但馬銀行	5,481	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中国銀行	15,149	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山口銀行	10,005	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社四国銀行	25,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大分銀行	19,598	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鹿児島銀行	18,130	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社琉球銀行	56,967	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社西日本シティ銀行	85,745	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北九州銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社S M B C 信託銀行	87,550	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
オリックス銀行株式会社	45,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらやか銀行	24,200	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社仙台銀行	22,735	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	18,682	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大東銀行	14,743	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東和銀行	38,653	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社栃木銀行	27,408	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東京スター銀行	26,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社神奈川銀行	6,191	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長野銀行	13,017	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山第一銀行	10,182	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福邦銀行	7,300	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社名古屋銀行	25,090	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中京銀行	31,879	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社みなと銀行	39,984	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	17,810	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社西京銀行	28,497	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島大正銀行	11,036	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社高知銀行	19,544	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀共栄銀行	2,679	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長崎銀行	7,621	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社豊和銀行	12,495	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	12,252	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	百万円	銀行業務を営んでいます。
信金中央金庫	690,998	百万円	金融業務を営んでいます。
岐阜信用金庫	20,729	百万円	金融業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,051	百万円	金融業務を営んでいます。
全国信用協同組合連合会	111,875	百万円	金融業務を営んでいます。
労働金庫連合会	120,000	百万円	金融業務を営んでいます。
農林中央金庫	4,040,198	百万円	金融業務を営んでいます。
埼玉県信用農業協同組合連合会	165,600	百万円	金融業務を営んでいます。
東京都信用農業協同組合連合会	131,300	百万円	金融業務を営んでいます。
長野県信用農業協同組合連合会	102,528	百万円	金融業務を営んでいます。
岐阜県信用農業協同組合連合会	96,618	百万円	金融業務を営んでいます。
静岡県信用農業協同組合連合会	161,300	百万円	金融業務を営んでいます。
滋賀県信用農業協同組合連合会	40,700	百万円	金融業務を営んでいます。
大阪府信用農業協同組合連合会	140,600	百万円	金融業務を営んでいます。
和歌山県信用農業協同組合連合会	57,883	百万円	金融業務を営んでいます。
仙台農業協同組合	3,360	百万円	金融業務を営んでいます。
みやぎ亘理農業協同組合	1,520	百万円	金融業務を営んでいます。
みやぎ登米農業協同組合	6,317	百万円	金融業務を営んでいます。
新みやぎ農業協同組合	10,408	百万円	金融業務を営んでいます。
いしのまき農業協同組合	4,560	百万円	金融業務を営んでいます。
みやぎ仙南農業協同組合	3,818	百万円	金融業務を営んでいます。
秋田しんせい農業協同組合	5,322	百万円	金融業務を営んでいます。
庄内たがわ農業協同組合	4,221	百万円	金融業務を営んでいます。
ふくしま未来農業協同組合	16,022	百万円	金融業務を営んでいます。
はが野農業協同組合	3,959	百万円	金融業務を営んでいます。
那須南農業協同組合	1,168	百万円	金融業務を営んでいます。
佐波伊勢崎農業協同組合	2,542	百万円	金融業務を営んでいます。
さいたま農業協同組合	8,265	百万円	金融業務を営んでいます。
あさか野農業協同組合	864	百万円	金融業務を営んでいます。
いるま野農業協同組合	5,718	百万円	金融業務を営んでいます。
埼玉中央農業協同組合	2,336	百万円	金融業務を営んでいます。
くまがや農業協同組合	2,702	百万円	金融業務を営んでいます。
ほくさい農業協同組合	3,137	百万円	金融業務を営んでいます。
越谷市農業協同組合	2,052	百万円	金融業務を営んでいます。

南彩農業協同組合	2,845	百万円	金融業務を営んでいます。
埼玉みずほ農業協同組合	1,486	百万円	金融業務を営んでいます。
さいかつ農業協同組合	1,833	百万円	金融業務を営んでいます。
ふかや農業協同組合	1,712	百万円	金融業務を営んでいます。
横浜農業協同組合	11,872	百万円	金融業務を営んでいます。
セレサ川崎農業協同組合	2,495	百万円	金融業務を営んでいます。
よこすか葉山農業協同組合	1,378	百万円	金融業務を営んでいます。
さがみ農業協同組合	5,090	百万円	金融業務を営んでいます。
湘南農業協同組合	3,239	百万円	金融業務を営んでいます。
秦野市農業協同組合	1,669	百万円	金融業務を営んでいます。
かながわ西湘農業協同組合	2,411	百万円	金融業務を営んでいます。
厚木市農業協同組合	2,457	百万円	金融業務を営んでいます。
相模原市農業協同組合	849	百万円	金融業務を営んでいます。
神奈川つくい農業協同組合	778	百万円	金融業務を営んでいます。
長野八ヶ岳農業協同組合	4,116	百万円	金融業務を営んでいます。
信州諏訪農業協同組合	6,290	百万円	金融業務を営んでいます。
上伊那農業協同組合	8,074	百万円	金融業務を営んでいます。
みなみ信州農業協同組合	4,407	百万円	金融業務を営んでいます。
大北農業協同組合	3,100	百万円	金融業務を営んでいます。
グリーン長野農業協同組合	3,840	百万円	金融業務を営んでいます。
中野市農業協同組合	2,554	百万円	金融業務を営んでいます。
ながの農業協同組合	12,962	百万円	金融業務を営んでいます。
越後中央農業協同組合	5,133	百万円	金融業務を営んでいます。
にいがた南蒲農業協同組合	4,892	百万円	金融業務を営んでいます。
越後ながおか農業協同組合	5,325	百万円	金融業務を営んでいます。
にいがた岩船農業協同組合	2,372	百万円	金融業務を営んでいます。
佐渡農業協同組合	2,374	百万円	金融業務を営んでいます。
ぎふ農業協同組合	7,168	百万円	金融業務を営んでいます。
西美濃農業協同組合	4,530	百万円	金融業務を営んでいます。
いび川農業協同組合	1,997	百万円	金融業務を営んでいます。
めぐみの農業協同組合	5,022	百万円	金融業務を営んでいます。
陶都信用農業協同組合	1,598	百万円	金融業務を営んでいます。
東美濃農業協同組合	2,607	百万円	金融業務を営んでいます。
飛騨農業協同組合	6,436	百万円	金融業務を営んでいます。
伊豆太陽農業協同組合	1,721	百万円	金融業務を営んでいます。
三島函南農業協同組合	995	百万円	金融業務を営んでいます。
伊豆の国農業協同組合	886	百万円	金融業務を営んでいます。
あいら伊豆農業協同組合	892	百万円	金融業務を営んでいます。
南駿農業協同組合	3,088	百万円	金融業務を営んでいます。
御殿場農業協同組合	1,204	百万円	金融業務を営んでいます。
富士市農業協同組合	1,458	百万円	金融業務を営んでいます。
富士宮農業協同組合	922	百万円	金融業務を営んでいます。
清水農業協同組合	2,914	百万円	金融業務を営んでいます。
静岡市農業協同組合	1,847	百万円	金融業務を営んでいます。
大井川農業協同組合	3,317	百万円	金融業務を営んでいます。
ハイナン農業協同組合	831	百万円	金融業務を営んでいます。
掛川市農業協同組合	766	百万円	金融業務を営んでいます。
遠州夢咲農業協同組合	3,452	百万円	金融業務を営んでいます。
遠州中央農業協同組合	3,243	百万円	金融業務を営んでいます。
とぴあ浜松農業協同組合	3,653	百万円	金融業務を営んでいます。
三ヶ日町農業協同組合	295	百万円	金融業務を営んでいます。

尾張中央農業協同組合	2,065 百万円	金融業務を営んでいます。
愛知北農業協同組合	748 百万円	金融業務を営んでいます。
あいち知多農業協同組合	6,886 百万円	金融業務を営んでいます。
あいち中央農業協同組合	3,579 百万円	金融業務を営んでいます。
あいち豊田農業協同組合	1,803 百万円	金融業務を営んでいます。
愛知東農業協同組合	934 百万円	金融業務を営んでいます。
ひまわり農業協同組合	1,403 百万円	金融業務を営んでいます。
伊賀ふるさと農業協同組合	3,779 百万円	金融業務を営んでいます。
北大阪農業協同組合	1,822 百万円	金融業務を営んでいます。
茨木市農業協同組合	1,203 百万円	金融業務を営んでいます。
大阪泉州農業協同組合	1,944 百万円	金融業務を営んでいます。
いずみの農業協同組合	2,811 百万円	金融業務を営んでいます。
堺市農業協同組合	1,194 百万円	金融業務を営んでいます。
大阪南農業協同組合	3,664 百万円	金融業務を営んでいます。
グリーン大阪農業協同組合	1,466 百万円	金融業務を営んでいます。
大阪中河内農業協同組合	4,187 百万円	金融業務を営んでいます。
北河内農業協同組合	2,684 百万円	金融業務を営んでいます。
大阪市農業協同組合	2,393 百万円	金融業務を営んでいます。
兵庫南農業協同組合	3,741 百万円	金融業務を営んでいます。
丹波ひかみ農業協同組合	2,184 百万円	金融業務を営んでいます。
淡路日の出農業協同組合	1,852 百万円	金融業務を営んでいます。
奈良県農業協同組合	9,349 百万円	金融業務を営んでいます。
わかやま農業協同組合	4,778 百万円	金融業務を営んでいます。
ながみね農業協同組合	1,993 百万円	金融業務を営んでいます。
紀の里農業協同組合	3,837 百万円	金融業務を営んでいます。
紀北川上農業協同組合	4,842 百万円	金融業務を営んでいます。
ありだ農業協同組合	2,092 百万円	金融業務を営んでいます。
紀州農業協同組合	3,815 百万円	金融業務を営んでいます。
紀南農業協同組合	4,826 百万円	金融業務を営んでいます。
みくまの農業協同組合	1,111 百万円	金融業務を営んでいます。
三次農業協同組合	1,808 百万円	金融業務を営んでいます。
山口県農業協同組合	16,471 百万円	金融業務を営んでいます。
越智今治農業協同組合	6,373 百万円	金融業務を営んでいます。
福岡八女農業協同組合	3,330 百万円	金融業務を営んでいます。
沖縄県農業協同組合	23,918 百万円	金融業務を営んでいます。
セントラル短資株式会社	5,000 百万円	主としてコール資金の貸付、またはその貸借の媒介を業としています。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000 百万円 (2021年10月1日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
八十二証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

リーディング証券株式会社	550 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
臼木証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんTT証券株式会社	1,001 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
OKB証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡地証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
香川証券株式会社	555 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
九州FG証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
共和証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
きらぼしライフデザイン証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
国府証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
寿証券株式会社	305 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社しん証券さかもと	300 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
七十七証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
島大証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
十六TT証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大万証券株式会社	375 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ちばぎん証券株式会社	4,374 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティTT証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

西村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀 T T 証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい証券株式会社	1,558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
広田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	10,857 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
二浪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほく T T 証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
F F G 証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸国証券株式会社	601 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸三証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸近證券株式会社	200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸八証券株式会社	3,751 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三木証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クリア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三田証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和証券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山形証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山和証券株式会社	585 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント 株式会社	5,165 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

は「出資金」を記載しております。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年11月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）

- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- (3) 投資信託説明書(請求目論見書)に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年12月22日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和3年5月18日から令和3年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和3年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社
員 業務執 公認会計士 青 木 裕 晃 印
行社員

指定有限責任社
員 業務執 公認会計士 伊 藤 鉄 也 印
行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。